

7 月 教 育 委 員 会 会 議 録

日時：令和2年7月22日 午後2時
 場所：山口県教育庁教育委員会室

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和2年7月の教育委員会会議を開催いたします。 なお、小崎委員は所用のため欠席されていますので報告いたします。 最初に本日の署名委員の指名を行います。 宮部委員と佐野委員、よろしく申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案に入ります。 それでは、議案第1号について、地域連携教育推進室から説明をお願いします。</p>
<p>地域連携教育推進室次長</p>	<p>議案第1号「山口県社会教育委員の委嘱について」御説明いたします。資料2ページを御覧ください。 社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うことなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしております。現・社会教育委員につきまして、今月末で、2年間の任期が満了することに伴い、新委員の委嘱についてお諮りするものでございます。 3ページの候補者名簿を御覧ください。7名の新委員を含む15名の委嘱案でございます。 定数については、条例では「委員の定数は、20人とする」とありますが、平成30年度から15名構成としております。これは、本県の行財政構造改革の取組を踏まえ、これまで委員の推薦を依頼していた団体について、役割の重複等を考慮して見直したことによるものです。 今回の案においても、幼児から少年期、青年から高齢者などの社会教育関係団体を網羅するとともに、大学関係者、企業関係者、公募委員など、幅広い分野や年代の委員構成としておりますので、社会教育についてこれまでと同様に十分意見を反映できると考えております。 次に委員候補者ですが、備考欄に「再任」とお示ししている方は、引き続き委員をお願いする方です。 「学校教育の関係者」のうち、岡田淳子氏は山口県中学校長会から、宮木由紀子氏は山口県高等学校長協会から、「社会教育の関係者」のうち、藤井恵子氏は山口県連合婦人会から、川崎裕美氏は山口県PTA連合会から、銭廣義和氏は山口県公立高等学校PTA連合会から、それぞれ御推薦を受け、新たに委嘱する方であります。 次に、「学識経験のある者」につきましては、指名により委嘱することとしておりますが、江原健二氏と田中理絵氏の2名は引き続き、田原文栄氏は、新たに委員をお願いしたいと考えております。 また、公募委員につきましては、この度、6名の応募があり、選考委員会による選考の結果、伊藤紀氏に委嘱したいと考えております。伊藤氏は、会社員として勤務をされながら、子ども会活動やボランティア活動を通して、主に山陽小野田市の子どもの支援に精力的に取り組んでおられ、現場に沿った視点からの御意見がいただけるものと期</p>

	<p>待しております。</p> <p>以上、15名いずれの方も社会教育に関心と熱意を持たれ、社会教育委員にふさわしい方です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま地域連携教育推進室から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>委嘱については特に意見がありません。</p> <p>現在、新型コロナの感染防止で教育環境の再整備が必要になっていると思うんですけど、山口県では「やまぐち型地域連携教育」が進められていて、コミュニティの効果とかを非常に期待してきたのですが、現在はそういった活動に支障が出てきているんじゃないかと心配しています。なかなか以前と同じように推進しにくい状況があるんじゃないかと想像するんですけど、社会教育委員は、現場に一番近い立場の方の代表がいらっしゃるの。今の状況だと“出来ない理由”というのが出てくると思いますが、こうすればできるという方向性を、皆様方の知見を活かして御提示いただけたら、と感じております。</p>
教 育 長	<p>やめるのは簡単ですけど、何かをやめると現場が全部ストップしてしまうので、感染しにくい状況を作りながら、しっかりと機能していきたいと考えております。</p> <p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認
教 育 長	それでは、議案第1号を承認いたします。
教 育 長	<p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>
社会教育・文化財課長	<p>令和2年度山口県文化財専門員の選考採用について御報告します。議案書の6ページを御覧ください。</p> <p>本選考採用試験につきましては「4 職務内容」に記載しておりますとおり、主に埋蔵文化財の保護や出土した考古資料の展示等に当たる専門職員を確保するために実施するもので、令和3年4月1日付で1名程度を採用することとしております。</p> <p>応募資格につきましては「5」に記載のとおり、3点ございまして、1点目に「昭和51年4月2日以降に生まれた45歳未満の者であること」、2点目に「大学や大学院で、考古学や文化財学を学び、大学院の修士課程を修了した者」又は、「同等の研究経験、実務経験を有する者であること」、3点目に「学芸員の資格を有しているか、令和3年3月31日までに有する見込みである者」としております。</p> <p>応募期間は「6」にありますとおり、来週の7月30日木曜日から8月31日月曜日までの約1ヶ月間とし、1次選考、2次選考を経て、11月下旬に合格者を発表することとしており、人物重視の選考を行ってまいります。</p>

	<p>なお、別冊資料として添付しております「募集案内」については、本日、報道機関にもお知らせしましたが、合わせて全国の都道府県教育委員会をはじめ、大学や大学院の考古学科等、関係機関に広く送付するとともに、県ホームページのみならず、民間の公務員試験情報サイトにも掲載を依頼し、広く募集を図ってまいります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま社会教育・文化財課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>1点ちょっとお聞きしたいのが、「募集案内」の「次のいずれかに該当する者は応募できません」というところで、「平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とする者以外）」となっておりますけど、平成19年の民法改正によって準禁治産者は成年後見制度に移行されて、今、相当する名称が被保佐人になっていると思うんですけど、これは被保佐人を示しているのか。それとも、「平成11年改正前の民法の規定～」と前置きが書かれているので、何らかの理由で旧民法での禁治産者に限定しているのかというのを、「あれ」と思いましたので。</p>
社会教育・文化財課長	<p>すみません、詳細については私もそこまで存じていませんけど、基本的には平成11年法改正前の、というふうにしておりますので、あくまでその部分も対象として認識しておりますが、この件につきましては、また調べまして御説明させていただきたいと思います。</p>
教 育 長	<p>今日確認してきてない。確かにそうかもね。</p>
中 田 委 員	<p>今のところに関連して、7ページの「(2)」に「あ」～「お」まであるんですけど、こういう「該当する者は応募できません」、例えば普通の小・中・高の教員の採用とかありますよね。そういうのにも同じようなことが付いているのですか。それとも、この件だけについてこういう条件が付いているのか、もし分かりましたら。</p>
教 職 員 課 長	<p>只今の応募できない、「欠格条項」と呼んでいるものですが、ここにありますような「禁固以上の刑に処せられた者」といったものは、地方公務員法においての欠格条項でございますので、この中で該当する者は、教員採用においても該当するものです。教員に関しても懲戒免職の場合、その公共団体によって採用できないこともございます。</p>
中 田 委 員	<p>教職の免許のときの応募資格として欠格条項というのはあまり見ない気がするんですけど、出ているんですかね。教員を採用する時の募集要項の中に書いてはいるんですかね。</p>
教 職 員 課 長	<p>採用試験の募集要項の「受験資格」の中で、「地方公務員法16条の各号に該当しないこと」というふうにしております。それにあたるところはこのような表記で要項の中には示しているところです。</p>

教 育 長	これは自己申告じゃなくて、なにか署名するんだよね。
教 職 員 課 長	出願する際、これらに該当しないことを署名させております。
教 育 長	別の書類を貰うんじゃないくて、自分で署名を書かせる。もちろん、それが間違っていれば、対応はさせていただきます。
教 育 長	それでは、報告事項1については、以上のおりとします。
教 育 長	次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	次回の教育委員会会議は、8月21日（金）午前11時を予定しております。よろしくお願ひ致します。